

特定非営利活動法人CAPいずみー暴力防止・人権ネット

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人CAPいずみー暴力防止・人権ネットという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府岸和田市並松町20番22号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、エンパワメントの理念にたち、子どもやおとなに対して、CAP（子どもへの暴力防止人権教育プログラム）等の暴力防止プログラムなど、できる限りのスキルや情報を提供し、地域の人々と共有する活動を通じて、すべての人の人権が尊重され、子どもやおとなが安心して安全に暮らすことのできる、平和で暴力のない社会の構築をめざす。さらに、子どもへの暴力の背景にあるジェンダーの問題の解消をもめざす。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条別表による、次の活動を行う。

- ・第2号 社会教育の推進を図る活動
- ・第8号 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ・第10号 男女共同参画社会の形成の推進を図る活動
- ・第11号 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動にかかる事業を行う。

- ① CAP（子どもへの暴力防止人権教育プログラム）ワークショップ 事業
- ② 暴力防止・人権擁護に関する公開講座・セミナー 事業
- ③ 暴力防止・人権擁護に関するニュースレター発行等情報発信事業
- ④ その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって法における社員とする。

- ① 正会員 この法人の趣旨に賛同して入会した個人。
- ② 賛助会員 この法人を賛助するために入会した個人又は団体。

(入会)

第7条 正会員または賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表理事に提出して入会を申請し、承認を得なければならない。代表理事は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

- 2 代表理事は、正会員の申し込みについて、入会を認めない場合は、その理由を付した書面をもって通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 正会員および賛助会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は退会したものとみなす。
 - ① 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - ② 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当な期間を定めて勧告してもこれに応じず、理事会において支払う意志がないと認定したとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の決議に基づき除名することができる。

- ① この定款に違反したとき。
- ② この法人の目的に反する行為をしたとき。
- ③ この法人の秩序を著しく害し、又は公序良俗に反する行為をしたとき。

(抛出金の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費およびその他の抛出金品はその理由を問わずこれを返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- ① 理事 5名以上
- ② 監事 1名以上

(役員を選任)

第13条 役員は、総会において正会員の中から選任する。

2 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任することができる。

- ① 代表理事 1名
- ② 副代表理事 1名
- ③ 会計 1名
- ④ 事務局担当 1名～2名

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、副代表理事が、その職務を代行する。

3 会計・事務局の職務は、別途定めるところに拠るものとする。

4 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第15条 監事は次の業務を行うものとし、その執行にあたって必要なときはいつでも理事に対して報告を求め、調査することができる。

- ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
- ② この法人の財産の状況を監査すること。
- ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- ④ 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- ⑤ 1号、2号の点について理事に意見を述べること。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の在任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が集結するまで延長する。

(欠員補充)

第17条 役員のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に理事会及び総会での弁明の機会を与えた上で、総会の決議に基づいて解任することができる。

- ① 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- ② 職務上の業務違反があると認められるとき。
- ③ その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その業務執行に必要な費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第4章 総 会

(総会の構成)

第20条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

- 2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の機能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- ① 定款の変更。
- ② 解散。
- ③ 合併。
- ④ 事業報告及び収支決算の承認。

- ⑤ 役員を選任及び解任、職務。
- ⑥ 正会員及び賛助会員の入会金及び会費の額。
- ⑦ その他運営に関する重要事項。

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に招集する。

- ① 理事会が必要と認めたとき。
- ② 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき。
- ③ 監事が第15条第4号の規定により招集したとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面または**電磁的記録**をもって、すくなくとも7日前までに正会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会においては、正会員の過半数の出席をもって開会する。

(総会の議決)

第26条 総会の議決事項は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによるものとする。

- 2 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。
- 3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 やむを得ない理由のため総会の会場に来ることができない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって総会に参加し、表決することができる。

3 前項の場合における前条1項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、議長において議事録を作成する。

- ① 日時および場所
 - ② 正会員の現在数
 - ③ 出席した正会員の数（書面表決者および表決委任者については、その旨を明記すること）
 - ④ 審議事項および議決事項
 - ⑤ 議事の経過の概要およびその結果
 - ⑥ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中から選任された議事録署名人2人が記名押印した上、この議事録を事務局において5年間備え置くものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- ① 総会の決議があったとみなされた事項の内容
 - ② 前号の事項の提案をした者の氏名
 - ③ 総会の決議があったものとみなされた日
 - ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- ① 総会の議決した事項の執行に関する事項。

- ② 総会に付議すべき事項。
- ③ その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第30条 理事会は、代表理事が必要と認めた時に代表理事が招集する。

- 2 理事現在数の過半数から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、代表理事はすみやかに理事会を招集しなければならない。
- 3 代表理事が理事会を招集するときは、会議に付議すべき事項並びに日時及び場所を示して、開催日の7日前までに、理事及び監事に対し、文書または電磁的記録をもって通知しなければならない。但し、全役員の出席と同意があるときは、この招集手続きを経ずして直ちに開催することができる。

(理事会の議事)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。但し、代表理事に支障があるときは、副代表理事又は代表理事が指名する理事がこれにあたる。

- 2 理事会においては理事現在数の過半数をもって開会する。
やむを得ない理由のため理事会の会場に来ることができない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって理事会に参加し、表決することができる。
- 3 理事会の議事は、この定款に別段定めがある場合を除くほか理事現在数の過半数をもって決する。
- 4 理事会の議事については、事務局において次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、議長および出席理事の中から選任された議事録署名人1名が記名・押印した上で保存する。
 - ① 日時および場所
 - ② 理事の現在数
 - ③ 出席した理事の数（書面、電磁的方法またはオンライン会議システムによる表決者については、その旨を明記すること）
 - ④ 審議事項および議決事項
 - ⑤ 議事の経過の概要およびその結果
 - ⑥ 議事録署名人の選任に関する事項

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 財産目録に記載された財産
- ② 寄付金品及び助成金
- ③ 入会金及び会費
- ④ 事業に伴う収入
- ⑤ 財産から生ずる収入
- ⑥ その他の収入

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事会の議決を経て、代表理事が管理する。

2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(事業計画・収支予算)

第34条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事会で決定する。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告・決算)

第35条 事業報告・収支決算は事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書とともに、監事の監査を受け、監査報告書を添えて総会の承認を得なければならない。

2 総会の承認を得た貸借対照表は、当法人のホームページ上で公告することとする。

(会計)

第36条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業とする。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし構成員に配分してはならない。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款を変更するときは、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その正会員の4分の3以上の多数による議決を経るものとする。

(解 散)

第 39 条 この法人を総会の議決により解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経るものとする。

(残余財産の処分)

第 40 条 この法人の解散のときに有する残余財産は、法第 11 条第 3 項の規定にあげるもののうち、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決したものに帰属させるものとする。

第 8 章 事務局

(設置)

第 41 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には理事から互選された事務局担当者を置く。
- 3 担当者の任免は、総会でもってこれを行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備付け書類)

第 42 条 事務局は主たる事務所において、法第 28 条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかななければならない。

- ① 会員名簿および会員の異動に関する書類
- ② 収入、支出に関する帳簿および証拠書類

(閲 覧)

第 43 条 会員及び利害関係人から前条の備付けの書類の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第 9 章 雑 則

(委 任)

第 44 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

① 正 会 員	入会金	2 000 円	会費年額	3000 円
② 賛助会員	入会金	0 円	会費年額	一口 1000 円

3 この法人の設立当初の役員は第 1 3 条第 1 項および第 3 項の規定にかかわらず、別紙に掲げるとおりとし、その任期は第 1 6 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 2 2 年 3 月 3 1 日までとする。

4 この法人の設立初年度の事業計画および予算は、第 3 4 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 3 7 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日までとする。

改訂 所在地 平成 26 年
賛助会員規定改訂 平成 29 年 5 月 9 日
資産および会計一部改訂 平成 30 年 5 月 10 日

これは当法人の現行定款に相違ありません。

特定非営利活動法人 CAP いずみー暴力防止・人権ネット

印